



在日米軍の北海道移転についての経緯と問題点について

福士 裕紀展（ふくし ゆきひろ）

北海道経済部金融課主任

1 はじめに

平成16年6月の新聞報道に端を発した沖縄在日米軍の一部の北海道矢臼別演習場への移転に関しては、本稿を執筆している段階（平成17年1月）で何ら正式に決定されているものではない。

現状では道及び地元自治体も受け入れは困難という立場をとっているが、現在沖縄県に在日米軍基地の75%が集中しており、そのことにより沖縄県民はさまざまな負担を強いられている。負担を分散するという趣旨から本土移転が行われる可能性があり、今後国から正式に受け入れ要請がされることも考えられる。

本稿においては、在日米軍の北海道移転について、その背景・経緯及び移転を受け入れる場合の問題点等について検討していく。

2 背景・経緯

(1) 在日米軍の役割

在日米軍は日米安全保障条約に基づいて日本に駐留しているが、その役割は大きく次の二つであると考えられる。

第一に、日本を含む極東地域において、冷戦期にはソ連の封じ込め戦略の一環として、冷戦後は北朝鮮や中国が地域の不安定要因にならないように牽制する役割を果たしている。

第二には、中東地域への展開戦力の中継基地としての役割である。湾岸戦争とイラク戦争においても、沖縄に駐留する米軍からも部隊が派遣された¹⁾。

(2) 米軍の世界的再編

今回の在日米軍の再編問題は、アメリカの世界的な国防戦力の見直しの一部である。現在アメリカは、世界的な

前方展開戦力の見直しを行っているが、この戦略の変更に多大な影響を与えたのが、2001年9月11日の同時多発テロである。

9.11テロ後にアメリカが直面したのは、従来の国家対国家の戦争ではなく、テロリズムに対する戦争という非対称的な状況であった。テロリズムという、実態を把握しにくい非対称脅威に対しては、従来のように特定国の軍事的脅威に対するものとは異なり、より高度な情報に基づき柔軟、迅速かつ正確に対応することが必要となる。

(3) 米軍の世界的再編における在日米軍再編の意義

米軍の世界的な再編過程において、在日米軍の再編は次のような意義を持つものと考えられる。

第一には、中東から北東アジアにかけての「不安定の弧」と呼ばれる地域におけるテロリズムに対応するための戦略的拠点としての役割を強化することである。

第二には、在日米軍が日本国内の他の地域に比べて過度に集中する沖縄の負担を軽減し、日本駐留の政治的リスクを減少させることである。

(4) 沖縄の米軍の本土移転議論の経緯

沖縄県は、日本の国土の0.6パーセントに過ぎないが、在日米軍基地の約75%が集中し、その面積は県面積の約11%を占めている。沖縄の本土復帰は1972年であるが、その際に沖縄にある米軍基地はそのまま維持され、その軍事機能が低下しないことが沖縄返還協定に定められた。



出典：読売新聞（2004年10月2日）

従来、航空機騒音、演習の際の事故、後を絶たない米軍人等による刑事事件の発生等、沖縄の住民にとっては過度の負担を強いられる状況が続いていた。そのような状況の中で、大きな流れを

作ったのが、1995年9月の米軍人による少女暴行事件であった。この事件により、戦後50年溜まり続けた米軍基地に対する県民の怒りが爆発し、同年10月には8万5千人余（主催者発表）が参加する県民総決起大会が開催された。

沖縄県内におけるこのような動向は、米軍基地に対する世論を喚起し、長年に渡り過度の負担を受け入れてきた沖縄に対する様々な議論を呼び起こすこととなった。このような状況の中、日米両国政府は、沖縄県の負担を軽減し、日米同盟関係を強化することを目的とした「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を設置した²⁾。

SACOは1996年12月に最終報告を提出して解散した。SACO最終報告には騒音軽減措置の実施、地位協定の運用改善等が含まれたが、その目玉とされた普天間飛行場（宜野湾市）移設は大幅に遅れており、現在に至るまで実現していない。

(5) 沖縄の戦略的重要性

冷戦の終了後、ロシア（旧ソ連）の脅威は近い将来においては消滅したといえるが、東アジア地域には朝鮮半島、台湾、そしていくつかの領土問題と

いった、将来重大な紛争となりうる不安定要因が存在する。このような状況の中で、アメリカ軍の前方展開戦力は地域のパワーバランスを日本にとって有利に保つためには依然重要であり、その戦略的要衝である沖縄の在日米軍基地の重要性は減少していないと思われる。

(6) 北海道への移転案浮上の経緯

新聞報道によれば、沖縄の米軍海兵隊の一部が矢臼別演習場に移転されるという案が日本側に打診された（H16.6.7 北海道新聞）。

矢臼別演習場は、別海町、厚岸町及び浜中町にまたがる陸上自衛隊の演習場であり、面積は約16,850haと、国内に6ヶ所ある演習場のうちでも最大規模である。平成9年からは、沖縄海兵隊の県道越え実弾砲撃訓練の代替措置として、実弾砲撃訓練が実施されている。同演習場の特徴は、他の演習場では5～6kmの射撃訓練可能距離が、約18kmであり、より多様な訓練が実施可能なことである。

その後、米陸軍第一軍団司令部のキャンプ座間（神奈川県）移転等の交渉は続けられたが、2004年のアメリカ



出典：読売新聞（2004年10月16日）

大統領選挙もあり、沖縄の米軍基地の移転については具体的な進展はなかった。

平成16年10月には小泉首相が、沖縄の基地の負担を軽減するためには米軍基地の一部本土移転を検討していく方針を明らかにした。移転先については、政府が地元自治体の同意を得たうえでアメリカ側と交渉するという考えも示した。

同月にはアメリカ政府高官が、ブッシュ大統領が再選されれば在日米軍の再編を任期の最初の1年で行うと述べたと伝えられた（H16.10.30読売新聞）。

3 各自治体の反応

移転先として候補地に名が上がったのは北海道以外にはキャンプ座間（神奈川県）、キャンプ富士（静岡県）等があるが、それぞれの地域で反対の声があがっている。

北海道の地元では、年一回の訓練は受け入れても、米軍基地の移転は受け入れられない、という反応がある一方、各自治体は海兵隊の訓練を受け入れたことによって、防衛施設関連の補助金を得られるなどの恩恵を受けているという面もある（16.6.12北海道新聞）。

高橋知事も、訓練実施が恒久的にならないように国に要望してきており、国から提案があっても現段階では受け入れられない旨を表明している。

4 米軍駐留に関する問題点

外国の軍隊が長期にわたり国内に駐留するにあたっては、沖縄の例を挙げてもなく、基地周辺に住む住民にとっては相当の負担が強えられることとなる。ここでは、米軍駐留に関しての問題点について見ていくこととする。

アメリカが軍隊を日本に駐留させて

いる根拠は、1960年に締結された日米安全保障条約第6条である。しかし、同条には、アメリカが日本国内において施設及び区域を使用することを許される、と規定されているだけであり、米軍の具体的な法的地位は同条第2項にある「地位協定（正式には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」）」に定められている。

以下では、駐留場所の決定、基地の使用に関する影響、軍事演習の際の影響及び刑事裁判権に関する問題点について考えることとする。

(1) 駐留場所の決定

地位協定においては、駐留地を決定する際にどのような基準で選定がなされるのかについての条件が定められていない。また、その交渉の経過が公表されない。基地を受け入れる地元住民は、どのような点が議論されているかを知ることができないのである。米軍が駐留することにより、基地周辺住民の生活は大きな影響を受けることが予想されるため、その決定過程が全く公

表されないことには非常に問題がある。

今回の沖縄からの在日米軍の本土移転についても、交渉過程が明らかにされずに候補地の名前があがり、そのたびに地元で反対の声が上がるという繰り返しが起こっている。外交交渉および軍事機密に関わる内容であるだけに、全てを公表することは不可能であるとしても、民主的手続きの観点からも、可能な限り交渉内容を公表する必要があるであろう。

(2) 基地の使用に関する影響

外国の軍隊が他国の領域内に基地を有する際には、その使用方法やその内容について、領域国の同意を得る必要がある。米軍が日本の領域内にある基地を使用するにあたっては、地位協定第3条第1項には「必要な全ての措置を執ることができる。」とあり、同3項には、「施設及び区域における作業は、公共安全に妥当な考慮を払って行わなければならない」と定められているだけである。

このように、米軍の基地使用に対しては、極めて漠然とした制約しか定められていない。また、政府見解としては、この条項に基づく米軍の権限につ

いては、従来から広範囲に渡って米軍の裁量に委ねられているとされる部分が多い。しかし、基地の使用については、住民生活に密接に関係する部分も多く、このような包括的な規定だけでは不十分であるといえる。

また、同第4条に、「施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。」と規定されている。つまり、米軍基地として使用されていた区域の土壌等が化学物質などで汚染されていたとしても、米軍には原状回復義務が課せられていないのである。実際に基地返還後に土壌汚染が判明し、日本国政府が汚染を除去してから地権者へ引き渡された事例があった³⁾。

(3) 軍事演習の際の影響

在日米軍による軍事演習でもっとも問題となっているのが軍用機の騒音であると思われる。海兵隊の岩国・普天間基地、海軍の厚木・三沢・嘉手納基地、空軍の横田・三沢・嘉手納基地が代表的な在日米軍の航空基地である。

これらの基地周辺で行われる米軍機

による離着陸訓練は、周辺住民に多大な被害を与えている。既にいくつもの「基地騒音公害訴訟事件」に発展しており、その影響が深刻であることを物語っている。しかし、地位協定には騒音に関する規定はなく、住民側から提起された問題のうち処理されたものはわずかであり、現在も訴訟が継続中である。

(4) 刑事裁判権について

外国の軍隊が駐留する国においては、その軍隊の構成員の犯罪に対する裁判権が受け入れ国にあるのか、それとも軍隊の派遣国側にあるのかという問題は、従来駐留外国軍の法的地位を巡る問題点のなかでも重要な位置を占めていたといえる。

駐留米軍の構成員による犯罪が、受け入れ国側の国民感情を刺激し、大規模な基地反対運動がおこるのは、日本だけでなく韓国等においても見られた現象である。

そもそも、日本の主権が及ぶ日本の領域内において外国人が犯罪行為を行った場合は日本の法律が適用されるのであって、それは在日米軍基地内であっても例外ではない。米軍が米国軍

法に服する者による犯罪について基地内で刑事裁判権を行使できるのは、日本が地位協定によってそのことに同意を与えたことによるのである。

刑事裁判及び刑事手続きの上で、問題とされているのが、公務中の行為であればアメリカ側に第一次裁判権があるというもの（第17条第3項（a）の「公務中」の判断についてと、日本側に第一次裁判権がある場合でも、米軍が身柄を拘束している場合は日本の当局が起訴するまでは日本側へ引き渡さなくてもよい（第17条第5項(c））とする規定である。後者については、前述の沖縄における三人の米兵による犯罪をきっかけに大きな問題となり、その後の運用の改善によって容疑者の起訴前引き渡しが行われた事例もある⁴⁾。

5 おわりに

以上のとおり、現状では北海道において在日米軍基地を受け入れることは非常に困難と危険をとまなうと言わざるを得ない。これまで報道されているとおり、候補地として名前があがると地域で反対の声があがるのが現状である。しかしながら、沖縄の負担を軽

減するという観点からはどこかの自治体が在日米軍の一部を受け入れる必要が出てくる可能性が高いのではないかとと思われる。

- 1) 森本敏「米国の前方展開戦略と在日米軍」2004. 8. 17-24 『世界週報』
- 2) 沖縄県総務部知事公室基地対策室『沖縄の米軍基地』平成16年3月26日
- 3) 琉球新報社・地位協定取材班『検証「地位協定」日米不平等の源流』2004年、高文研
- 4) 本間浩『在日米軍地位協定』1996年、日本評論社

参考文献

- 1) 梅林宏道『在日米軍』2002年、岩波新書
- 2) 島川雅史『アメリカ東アジア軍事戦略と日米安保体制』1999年、社会評論社
- 3) 長島昭久『日米同盟の新しい設計図』2002年、日本評論社
- 4) 川上高司『米軍の前方展開と日米同盟』2004年、同文館出版